



さんけん

NPO 法人  
三段峡・太田川流域研究会

特定非営利活動法人三段峡－太田川流域研究会

## 理事職務権限規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人三段峡－太田川流域研究会(以下「この法人」という。)の定款第57条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

#### (法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

### 第2章 理事の職務権限

#### (理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

#### (理事長)

第4条 理事長の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1)代表理事としてこの法人を代表し、その業務を総理する。
- (2)理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3)毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

#### (副会長の職務権限)

第5条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1)会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2)会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって会長の業務執行に係る職務を代行する。

#### (業務執行理事)

第6条 業務執行理事として、別表に掲げる担当を置く。

- 2 前項に規定する担当及びその他必要な会務の担当については理事会で決定する。
- 3 委員会等を担当する業務執行理事は、担当する委員会等の業務を監督する。

### 第3章 補則

#### (細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

#### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

### 附則

1 この規程は、2019年12月1日から施行する。



さんけん

NPO 法人  
三段峯・太田川流域研究会

別表

(2019年12月 1日)

総務担当	瀬尾淳
倫理担当 (コンプライアンス兼任)	瀬尾淳

(別表)理事の職務権限

決裁権者 理事長
役割 ◎この法人を代表し、その業務を総理 ◎理事会を招集し、議長としてこれを主宰 ◎評議員会の招集
事業計画案及び予算案の作成に関すること
事業報告案及び決算案の作成に関すること
人事及び給与制度の立案及び報告に関するこ と
重要な使用人以外の者の任用に関すること
規程案の作成に関すること
国外出張に関すること
国内出張(役員、重要な使用人)に関すること
支出に関すること
1 件 200 万円以上
1 件 200 万円未満
セミナー等事業の実施に関すること
職員の教育・研修に関すること
渉外に関すること
福利厚生(役員含む)に関すること
外部に対する文書発簡
特に重要なもの
重要なもの
比較的重要なもの
一般事務連絡